

飲食・宿泊業者等に配慮した受動喫煙防止対策を求める意見書

2016年10月に厚生労働省より公表され、次期通常国会に法案として提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」における受動喫煙防止対策は、各業界がこれまで推進してきた取組が無駄になるような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いているところである。

徳島県における葉たばこは、阿波葉とともに発展した400年以上もの歴史を持つ、地域農業を支える重要な基幹作物の一つであり、農家数23戸、面積32ヘクタール、販売高1億6,479万円を誇る産地として、たばこ農家は葉たばこ生産に自信と誇りを持って良質葉生産に取り組んでいる。

たばこ販売店においても、零細かつ経済的基盤の弱い店が多い中、それでも財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行ってきたところであり、平成26年度の徳島県におけるたばこ税の収入は、県税が8億9,702万円、市町村税が54億8,729万円に上る。

たばこの消費が減少する中、たたき台による措置により、更なる喫煙機会の減少、結果として消費本数の減少が進むことは明らかであり、たばこ販売店及びたばこ農家の経営にも多大な影響があると考えられる。

一方、飲食業界では、たたき台による原則禁煙という措置がお客様ニーズへの対応を著しく損ない、売上げの減少を懸念している。また、多くの事業者は、家族経営による中小企業であり、店舗の物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられない状況である。

よって、たたき台が求める措置には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、国においては、次の事項に配慮されるよう、強く要請する。

- 1 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
- 2 効果的とされている分煙措置をとっている店舗・施設については、相当の配慮をすること。
- 3 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

徳島県議会議長 嘉 見 博 之